

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	大里地区	平成33年3月8日	平成33年12月17日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	25. 0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24. 7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14. 0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1. 1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0. 3ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	2. 2ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2. 4ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・農業者の高齢化が進んでいるものの、農業者農地の集積により、担い手の規模拡大が進む。
- ・兼業化が進み、高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等により、農業の担い手不足が深刻な状況となっているため、新たな担い手の育成が必要。
- ・今後、農地を守るために、農地を貸出て耕作してもらう。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大里地区的農地利用は、中心経営体である認定農業法人大八営農組合と認定農業者M氏が担い、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積していく必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(農)大八営農組合	水稻、野菜	0.1 ha	水稻、野菜	2.5 ha	地域内
認農	M	水稻、野菜	2.1 ha	水稻、野菜	0 ha	地域内
計			2.2 ha		2.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、221筆、101,912. 86m ² となっている。
○農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付ける。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進める。
○後継者の取組方針 新規就農者の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、フォローアップを行い、新規就農時の経営負担軽減を図る。 地域の担い手の確保が困難な状況でも、高収益作物に取り組み、新たな担い手を育成する。